

事 務 連 絡
平成21年 6 月 3 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(インド産紅茶)

標記については、平成21年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、モニタリング検査により、下記の業者が製造した紅茶からヘキサコナゾールが検出されたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

1 製造者名：RAGHUNATH EXPORTERS

2 製造者名：SPICE HOME INDIA

<違反事例1>

品 名：紅茶

輸入者：マヤ・トレーディング 有限会社

輸出者：RAGHUNATH EXPORTERS

届出数量及び重量：5 パッケージ、240.00kg

検査結果：ヘキサコナゾール 0.17ppm (基準値：0.05ppm)

届出先：横浜検疫所

<違反事例2>

品 名：紅茶

輸入者：ムネシュ ジュニラル

輸出者：SPICE HOME INDIA

届出数量及び重量：14カートン、200.00kg

検査結果：ヘキサコナゾール 0.12ppm (基準値：0.05ppm)

届出先：東京検疫所